

前橋市予防接種事故災害補償要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度のⅢ型に加入するに伴い、法定外の予防接種で、本市が行政措置として自ら実施する予防接種に係る事故の災害補償について定める。

(補償の対象)

第2条 市は、市が第3条に定める予防接種を行うことにより、第4条に定める補償対象者に身体障害（死亡もしくは予防接種法施行令別表第二に定める障害に限る。）が発生した場合（この要綱の施行後に発見された場合に限る。）において、当該補償対象者に対し、この要綱に従い第5条に定める補償を行う。

(対象とする予防接種)

第3条 前条に定める補償の対象とする予防接種は、前橋市行政措置予防接種実施要領に定める「前橋市行政措置予防接種一覧表」に規定されたものとする。これは法定外の予防接種で、市が行政措置として自ら行うすべての予防接種のことを指す。

(ただし、ツベルクリン反応検査は除く)

さらに、対象とする予防接種は、昭和52年4月1日以降に実施されたものに限る。

2 市が委託契約に基づき他の市町村に委託して行う予防接種は、前項に定める市が自ら行う予防接種とみなす。

3 市が委託契約に基づき他の市町村より委託を受けて行う予防接種は、第1項に定める自ら行う予防接種とはみなさない。

(補償対象者)

第4条 この要綱により市が補償を行う者は、前条に定める予防接種を受けたすべての者とする。

2 市は、前項に定める補償対象者が死亡した場合は、当該補償対象者の法定相続人に対して補償を行う。

(補償基準及び補償金額)

第5条 市は、次の基準及び金額に基づき補償を行う。

1 補償基準

(1) 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に死亡もしくは予防接種法施行令別表第二に定める障害を被った場合に限る。

(2) 補償対象者の事故（身体障害）を発見した日から180日以内に障害の程度が確定しない場合は、最終日の前日の医師の診断に基づき、その障害の程度を決定するものとする。

2 補償金額

(1) 死亡の場合（「死亡補償金」という。）

全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める死亡補償保険金額

(2) 障害の場合（「障害補償金」という。）

全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書に定める障害補償保険金額
ただし、市は「死亡補償金」と「障害補償金」を重複しては給付しない。

（損害賠償の免責）

第6条 市は、この要綱による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法または国家賠償法による損害賠償の責を免れる。

（準用規定）

第7条 この要綱に定めのない事項については、全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度において適用される「賠償責任保険普通保険約款」、「予防接種実施主体特約条項」及び「全国市長会予防接種事故賠償補償保険契約特約書」の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月11日から施行し、改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成15年4月1日以後に市が実施した予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月19日から施行し、改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成16年4月1日以後に市が実施した予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月2日から施行し、平成17年7月29日以後に市が実施した予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月19日から施行し、平成18年4月1日以後に市が実施した予防接種について適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日以降に発見された事故から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に市が実施した予防接種について適応する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 23 日から施行し、改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に市が実施した予防接種について適応する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 19 日から施行し、改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に市が実施した予防接種について適応する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 22 日から施行し、改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に市が実施した予防接種について適応する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 12 日から施行し、改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、令和 5 年 4 月 1 日以降に市が実施した予防接種について適応する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 17 日から施行し、改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に市が実施した予防接種について適応する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 19 日から施行する。改正後の予防接種事故災害補償要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に市が発見した事故について適応し、適用日前に発見された事故については、なお従前の例による。